

託
さ
れ
た
想
い
に
応
え
た
い

相続専用定期預金

対象の定期預金にお預け入れいただくと
お預け入れ時の店頭表示金利に

お預け入れ
期間
3ヵ月

+年 1.0 %

お預け入れ
期間
6ヵ月

+年 0.6 %

詳しくは裏面をご覧ください。

 仙台銀行

 じもと HOLDINGS

相続専用定期預金

適用金利

お預け入れ時の店頭表示金利に

お預け入れ
期間 3ヵ月

+年 1.0 %

お預け入れ
期間 6ヵ月

+年 0.6 %

※特別金利が適用になるのは当初の預入期間のみであり、満期日以後は自動継続時の店頭表示金利となります。

| | |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 金融機関(当行以外の金融機関も含む)で相続手続完了後、1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま |
| 対象商品 | 「スーパー定期預金(単利型)」 「大口定期預金」 ※店頭にて説明書をご用意しております。 ※通帳式・自動継続扱いのみのお取り扱いとなります。 |
| お利息の受取方法 | ・満期日以後に一括してお支払いいたします。 |
| お預け入れ金額 | ●「スーパー定期預金(単利型)」100万円以上 ●「大口定期預金」1,000万円以上 ※相続により取得した金額が上限となります。 |
| お預け入れ期間 | 3ヵ月 / 6ヵ月 |
| 中途解約 | 上乗せ金利適用期間中に中途解約された場合は、当該金利は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用されます。 |
| 確認資料 | ※相続により取得した預金等の金額および取得した日が確認できる資料をご持参ください。 ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ・戸籍謄本、被相続人の除籍謄本の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など |
| ご注意 | ●店頭窓口でのみお預け入れいただけます。 ●相続専用定期預金はお1人さまあたり相続預金受取額を限度とさせていただきます。 ●ただし、1度相続専用定期預金にお預け入れいただいた定期預金の解約金による再度の相続専用定期預金へのお預け入れはできません。 ●市場金利の変動等により、予告なく適用金利の変更または取り扱いを中止する場合があります。 ●詳しくは店頭窓口または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。 |

●お問い合わせ 仙台銀行ハロー資産プラザ

ハロー資産サンキュ!
0120-8643-39

お問い合わせ時間/午前9時～午後6時(土・日・祝日を除きます。)

 仙台銀行

じもと HOLDINGS 

(平成28年4月1日現在)